

2022年3月1日

各位

会社名 オムロン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 山田 義仁
 コード番号 6645
 上場取引所 東証第一部
 問合せ先 IR部長 奥村 俊次
 TEL 03-6718-3421

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社国内子会社（以下「当社子会社」といいます。）の従業員に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、オムロン従業員持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年5月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 109,480株（注）
(3) 処分価額	1株につき7,760円
(4) 処分総額	849,564,800円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による （オムロン従業員持株会 109,480株） （本スキームの対象となる最大人数である当社及び当社子会社の従業員 10,948名に対し、一律10株付与するものと仮定して計算しています。） なお、当社および当社子会社の従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、オムロン従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）未加入者への入会プロモーション終了後の本持株会加入者数に応じて確定する見込みです。

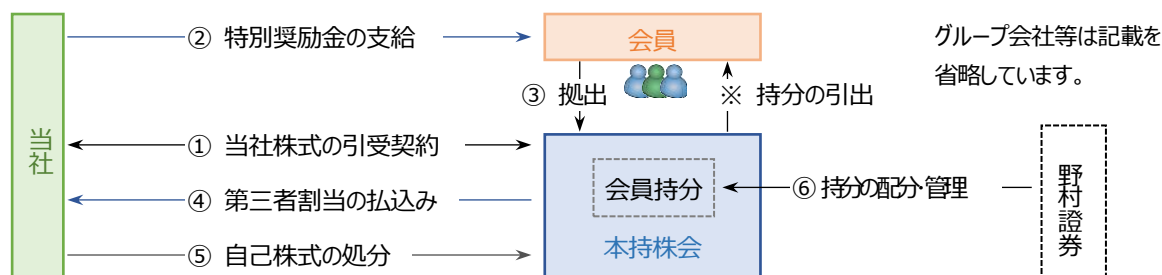
2. 処分の目的及び理由

当社は2022年3月1日に公表しました新長期ビジョン「SF2030」の開始にあたり当社および当社子会社の従業員の企業価値への感度および企業価値向上への意識を高めることおよび、本持株会へのさらなる入会を奨励することを企図して、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与することを決定しました。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の抛出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大109,480株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2021年9月30日現在の発行済株式総数206,244,872株に対する割合は0.05%、2021年9月30日現在の総議決権個数2,022,334個に対する割合は0.05%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に抛出します。
 - ④ 本持株会は会員から抛出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当増資の払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としています。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年2月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である7,760円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

なお、この価格の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月 (2022年2月1日～2022年2月28日)	8,076円	-3.91%
3ヶ月 (2021年12月1日～2022年2月28日)	9,986円	-22.29%
6ヶ月 (2021年9月1日～2022年2月28日)	10,518円	-26.22%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上